

# 年繁はとくに 職場で点検を

## -地本年繁要求への支社回答-



# ひろしま

郵政産業労働者ユニオン  
広島支部(広島郵便局内)  
支部メールアドレス  
[piwu\\_hiroshima@yahoo.co.jp](mailto:piwu_hiroshima@yahoo.co.jp)

先日支社は、年末始繁忙要求について下記の通り回答してきました。

抜粋

2、連続出勤については、6日以内となるようにすること。  
〈支社〉社員の健康維持、労働災害防止のため配慮するが、業務上必要な場合連続勤務を命じていく。

3、12月31日から1月3日までは、超勤を行わないこと。  
〈支社〉要求には応じられない。

4、年末始繁忙期における短期期間雇用社員の雇用確保に万全を期すこと。また、年明け以降も休暇処理対策とし

て長期雇用でできるようにすること。

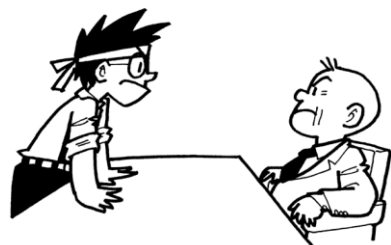
〈支社〉必要な対策は行う。

6、「36協定」違反を起こさないよう各局を指導すること。また「特別条項」を適用しないようにすること。

〈支社〉36協定については適正な運用を行うよう指導している。

7、年賀郵便物配達結束打切り便について、元旦配達は12月30日夜までとすること。

〈支社〉要求には応じられない。



8、1月2日は集配交付を規制し、3日以降に振り分けること。

〈支社〉要求になじまない。(各局判断により)

10、交通事故、ロールパレット事故等の労働災害の根絶に万全を期すこと。

〈支社〉基本方針要綱に基づき安全最優先の業務に取り組む。

12、コンプライアンスを徹底するため短期期間雇用社員も含め、全社員に研修を実施し参加させること。

〈支社〉コンプライアンスの徹底については管理者を含む全社員を対象に研修を実施するよう指示している。

13、コスト感覚を欠いた営業活動による超勤発令はしないこと。

〈支社〉必要な指導は行う。

14、ロールパレット、パレットケース等物品が不足することがないようとする。ハト。

〈支社〉輸送容器については平素から不足しないよう対処している。

# 支部忘年会

12月14日(土)  
20時～ 場所別途



16、短期期間雇用社員を除く全社員に冬期休暇を付与す

るハト。

〈支社〉要求には応じられない。

17、採用局の違いで短期期間雇用社員の時給に格差が生じないよう関係局に指導すること。ハト。

〈支社〉要求には応じられない。

18、長期期間雇用社員のモチベーション維持のため、繁忙期間中の手当てを新設すること。ハト。

〈支社〉権限外事項。

以上

権限外事項や要求には応じられないなど、不誠実な回答ばかりですが、必要な対策・必要な指導をするところもあります。

支部交渉はこれからですが、大収集が始まって初めての年繁です。安全最優先の業務になっているか、コンプライアンス違反はないか、今まで以上に職場できちんと点検していきま

しよう。

## 12月4日から人権週間です

1948年12月10日に国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択され、その日を記念し、12月10日を「人権デー」と定め、人権擁護活動を推進しています。日本では、毎年、12月4日から10日までを「人権週間」と定め、全国的な人権啓発活動を行っています。

年賀状の自爆や恫喝指導といわれたかんぽ生命の不適正営業など、とても郵政の職場は、人権を大切にする職場とはいえません。

それでもかつては、同和問題研修など定期的に行われていましたが、最近は全く開かれていません。

人権を軽視する企業に未来はありません。人権週間だけでは当然ないですが、すべての人たちが安心して働ける職場をみんなで作っていきましょう。